

平成30年度研修計画協議会

説明要旨

平成30年12月18日
裁判所職員総合研修所

目 次

* 番号は、平成31年度研修実施計画（案）の番号を指す。

第1 平成30年度研修実施状況について（実施報告） ----- 1

(※の数字は、平成30年度研修実施計画の番号を指す。)

<中央研修>

【管理者層】

1 首席書記官研究会（番号1）（※1）	1
2 首席家庭裁判所調査官研究会（番号2）（※2）	1
3 事務局長研究会（番号3）（※3）	1
4 管理者研究会（組織運営）（番号4）（※4）	2
5 次席家庭裁判所調査官等研究会（番号5）（※5）	2
6 管理者研究会（番号6）（※6）	2

【中間管理者層】

7 中間管理者（裁判部）研修（番号一）（※8）	3
8 中間管理者（事務局）研修（番号一）（※9）	3
9 主任家庭裁判所調査官研修（番号10）（※10）	4
10 課長補佐研究会（番号一）（※11）	4
11 研修指導研究会（番号11）（※12）	4
12 実務指導研究会（番号12）（※13）	5

【主として管理職以外の層（書記官・家裁調査官・係長等）】

13 家事実務研究会（番号13）（※14）	5
14 少年実務研究会（番号14）（※15）	6
15 民事実務研究会（番号15）（※16）	6
16 刑事実務研究会（番号16）（※17）	7
17 家事特別研究会（番号17）（※18）	7
18 家庭裁判所調査官特別研修（番号18）（※19）	7
19 家庭裁判所調査官専門研修（番号一）（※20）	8
20 家庭裁判所調査官応用研修（番号19）（※21）	8
21 速記官中央研修（番号20）（※22）	8
22 総括執行官研究会（番号一）（※23）	9
23 執行官実務研究会（番号21）（※24）	9
24 新任執行官研修（番号22）（※25）	9
25 係長等（総務担当）研修（番号23）（※26）	9
26 係長等（人事担当）研修（番号24）（※27）	10
27 係長等（会計担当）研修（番号25）（※28）	10
28 研修事務担当者研修（番号26）（※29）	10

【新採用職員層】

29 総合職採用職員初任研修（番号27）（※30）	11
【その他】	

30 CA研修実務試験（番号32）（※31）	11
31 情報セキュリティ研修（番号28）（※32）	11
32 情報処理研修（番号29）（※33）	11

<高裁委嘱研修>

【管理者層】

33 次席家庭裁判所調査官等実務研究会（番号33）（※34）	12
--------------------------------	----

【中間管理者層】

34 新任中間管理者研修（番号34）（※35）	12
-------------------------	----

【主として管理職以外の層（書記官・家裁調査官・係長等）】		
3 5	書記官プラッシュアップ研修（番号35）（※36）	1 2
3 6	家庭裁判所調査官実務研究会（番号36）（※37）	1 2
3 7	新任係長研修（番号37）（※38）	1 3
3 8	事務官専門研修（番号38）（※39）	1 3
3 9	ジャンプアップ研修（番号39）（※40）	1 3
4 0	事務官法律研修（番号40）（※41）	1 3
4 1	新採用職員研修（番号41）（※42）	1 3
<研究>		
4 2	合同実務研究（番号47）（※48）	1 4
4 3	書記官実務研究（番号48）（※49）	1 4
4 4	家庭裁判所調査官実務研究（番号49）（※50）	1 4
4 5	家庭裁判所調査官関係機関特別研究（番号50）（※51）	1 5
<養成>		
4 6	養成課程（番号60, 61, 62, 63）（※61, 62, 63, 64）	1 5
4 7	裁判所書記官養成課程（番号60, 61）（※61, 62）	1 6
4 8	家庭裁判所調査官養成課程（番号62, 63）（※63, 64）	1 7
<第1研究室の研究等>		
4 9	過去の実務研究報告書の補訂	1 8
5 0	その他	1 8
(1)	書記官プラッシュアップ研修の指導用教材の作成	
(2)	基礎的研究	
<第2研究室の研究等>		
5 1	家裁調査官研究紀要	1 8
5 2	その他	1 8
(1)	調査事務上の課題についての基礎的研究	
(2)	調査事務に関するノウハウの収集と整理	

第2 平成31年度研修実施計画等について（平成30年度からの変更点等）	2 0
<中央研修>	
【管理者層】	
1 首席書記官研究会（番号1）	2 0
【中間管理者層】	
2 中間管理者研修Ⅰ（番号8）及び中間管理者研修Ⅱ（番号9）	2 0
3 研修指導研究会（番号11）	2 0
【主として管理職以外の層（書記官・家裁調査官・係長等）】	
4 民事実務研究会（番号15）	2 0
5 家庭裁判所調査官特別研修（番号18）	2 1
6 家庭裁判所調査官専門研修（番号一）	2 1
7 総括執行官研究会（番号一）	2 1
8 新任執行官研修（番号22）	2 1
9 係長等（総務担当）研修（番号23），係長等（人事担当）研修（番号24）及び係長等（会計担当）研修（番号25）	2 1
10 研修事務担当者研修（番号26）	2 1
【その他】	
11 裁判事務支援システム（少年事件部分）導入研修（番号30）	2 1
12 採用試験事務担当者研究会（番号31）	2 1

1 3 CA研修実務試験（番号32）	22
<高裁委嘱研修>	
1 4 書記官ブラッシュアップ研修（番号35）	22
【研究】	
1 5 家庭裁判所調査官実務研究（番号49）	22
1 6 家庭裁判所調査官関係機関特別研究（番号50）	22
【養成】	
1 7 裁判所書記官養成課程（番号60, 61）	22

(注) 本文中以下の略称を使用する。

最高裁判所	最高裁
裁判所職員総合研修所	総研
司法研修所	司研
高等裁判所	高裁
地方裁判所	地裁
家庭裁判所	家裁
簡易裁判所	簡裁
裁判所書記官	書記官
家庭裁判所調査官	家裁調査官

第1 平成30年度研修実施状況について（実施報告）

括弧内の番号は、平成31年度研修実施計画案の番号を指す。

※の数字は、平成30年度研修実施計画の番号を指す。

〈中央研修〉

【管理者層】

1 首席書記官研究会（番号1）（※1）

書記職の最高幹部である首席書記官の総合的な組織運営能力の向上を図ることを目的に、全国の地家裁において中核的な役割を果たしている首席書記官29人を対象として、平成30年6月26日（火）及び27日（水）の2日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、首席書記官に求められる役割や期待される行動について、総研所長による講話及び最高裁大法廷首席書記官による講義、「危機管理とコンプライアンス」について外部講師（弁護士）による講義を行った後、最高裁事務総局各局課（総務局、人事局、経理局）の担当者を交えて共同研究を行った。共同研究では、裁判所を取り巻く諸情勢や直面する課題等について、各局課が主管する案件（職場の実情把握を踏まえた書記官事務の整理の取組における課題、支部視察時に求められる視点、人材育成・女性活躍等）をテーマに、少人数での班別討議と全体会を繰り返しながら、多角的な分析を通じて、課題の本質や組織全体の方向性について共有した。

2 首席家庭裁判所調査官研究会（番号2）（※2）

家裁調査職の最高幹部である首席家裁調査官に必要な管理能力の向上と意識の高揚を図ることを目的に、第1回を高裁所在地の首席家裁調査官7人を対象として、平成30年9月6日（木）及び7日（金）の2日間の日程で、同第2回を全家裁の首席家裁調査官50人を対象として、平成30年1月20日（火）及び21日（水）の2日間の日程で実施した。

第1回では、家裁調査官特別研修の充実に向けた方策や家裁調査官の自己研さん、OJTと研修の効果的な相互連携の在り方等について討議するとともに、裁判所の当面する諸問題について、最高裁事務総局人事局、家庭局の各担当者を交えての討議等を通じて、高裁所在地の首席家裁調査官として求められる高度な指導監督に関する研究を行った。第2回では、首席家裁調査官に求められる役割等について総研所長による講話をを行った後、研究討議において、次席家裁調査官等の育成、家裁調査官特別研修の充実に向けて考慮すべき事項、家庭裁判所調査官応用研修参加者の研修前後のOJTの充実に向けて考慮すべき事項等について討議した。また、最高裁事務総局人事局、家庭局の各担当者を交えて、司法行政上当面する諸問題や家庭裁判所調査官の当面する諸問題について、幅広い視点から検討を行った。

3 事務局長研究会（番号3）（※3）

事務職の最高幹部である事務局長の総合的な組織運営能力の向上を図ることを目的に、全国の地家裁において中核的な役割を果たしている事務局長24人を対象として、平成31年2月21日（木）及び22日（金）の2日間の日程で実施する予定である。

カリキュラムについては、近時の裁判所を取り巻く諸情勢を踏まえ、トップマネジメントとして、裁判所組織全体の課題について本質的な理解を深めるような内容を検討している。

4 管理者研究会（組織運営）（番号4）（※4）

支部運営をはじめとする裁判所の組織運営において生じる諸問題について研究及び討議を行うことにより、裁判所の組織運営に関する管理能力の向上と意識の高揚を図ることを目的に、地裁及び家裁の次席書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官及び事務局次長70人を対象として、平成30年5月22日（火）から同月24日（木）までの3日間の日程で実施した。

1日目は、司研が実施する支部長研究会との合同カリキュラムとして、マネジメントの基礎理論について外部講師による講義を行った後、「支部運営における本庁との連携について」をテーマに、共同研究を行った。この共同研究では、裁判所の組織（構成、機能等）に関する基調講義を行った上で、架空の支部を舞台に発生した対外的なトラブルを題材とする事例に基づき、「力強い情報流通」をキーワードに、平時から適切に支部を運営していくための視点や考え方、それを踏まえた連携の在り方等について研究、討議した。また、2日目以降は、総研単独カリキュラムとして、所長から、トップマネジメントに求められる役割と姿勢についての講義を、一般研修部長から、本庁幹部職員として必要となる支部運営における視点等についての講義を行った後、共同研究において、研究員が現在抱えている支部運営その他の組織運営上の課題について、分析と具体的な解決策の検討を行うとともに、各研究員が自らの課題等について振り返り、今後トップマネジメントの一員として更に力を発揮していくために必要な取組や研さんについて、研究、討議を行った。

5 次席家庭裁判所調査官等研究会（番号5）（※5）

次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図ることを目的に、新たに次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官（以下「次席家裁調査官等」という。）に任命された18人を対象として、平成30年9月26日（水）から同月28日（金）までの2.5日間の日程で実施した。

家裁調査官研修部長及び家庭審議官による講話、家裁の当面する諸問題及び次席家裁調査官等の職務と責任について最高裁事務総局家庭局第一課長及び第三課長による講義を行い、各研究員の管理者意識の高揚を図った。また、幹部職員としての在り方や現在の職場の問題への対応について班別で研究討議を行った。さらに、ミドルマネジメントの実践的な知識を学ぶ講義・演習、次席家裁調査官として果たすべき役割について首席家裁調査官から講義を実施した上で、庁の施策を推進するための実効的な情報伝達の在り方や、OJT担当者である主任家裁調査官に対する指導の在り方について班別討議を行った。研修の締めくくりとして、庁の施策課題の取組の在り方や課題を解決するための方策について討議した。

6 管理者研究会（番号6）（※6）

幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図ることを目的に、新たに事務局次長、総括企画官、次席書記官、総括主任書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官等に任命された者92人を対象として、平成30年4月16日（月）から同月20日（金）までの5日間の日程で実施した。

昨年度と同様、幹部職員に求められる職責等に関する総研所長講話、総研事務局長講話や最高裁事務総局各局課（広報課、情報政策課、総務局、人事局、経理局）による「裁判所の現状と課題」に関する講義、職員団体対応に関する事例研究のほか、外部講師によるメンタルヘルス対策における職場のマネジメント、障害者等に対する配慮及びミドルマネージャーをめぐる現状の課題と求められる対応に関する講義を行った後、幹部職員の役割をテーマとして、共同研究を行った。

共同研究においては、組織運営の適正を確保するために幹部職員に求められる行動や部下職員を幹部職員候補者として育成していくに当たっての中長期的な視点や働き掛けの在り方について、班別で研究、討議を行った。

【中間管理者層】

7 中間管理者（裁判部）研修（番号一）（※8）

裁判部の中間管理者としての職務遂行に必要な管理能力の向上及び職務意識の高揚を目的に、第1回を、主任書記官及び主任家裁調査官等71人を対象として、平成30年10月16日（火）から同月19日（金）まで、第2回を、主任書記官及び主任家裁調査官等69人を対象として、同年11月13日（火）から同月16日（金）まで、いずれも4日間の日程で実施した。なお、第3回は、主任書記官、主任家裁調査官及び速記管理官74人を対象として、平成31年2月5日（火）から同月8日（金）までの4日間の日程で実施する予定である。

カリキュラムとしては、裁判部の中間管理者に求められる職責等に関する総研所長講話、最高裁事務総局各局課（情報政策課、総務局、人事局、経理局、民事局、刑事局、家庭局）による「裁判所が当面する問題と中間管理者（裁判部）の課題」に関する講義のほか、職員団体対応に関する事例研究、外部講師による職場のメンタルヘルス対策や障害者等に対する配慮に関する講義・実習等を行った後、中間管理者の管理業務の在り方をテーマとする共同研究を行った。共同研究は、具体的な執務上の課題や職員の課題を含む事例に基づいて、業務管理の観点から緊急時対応及び情報流通をポイントに置いた部署間連携について、人事管理の観点から女性活躍を念頭に置いた人材育成、働き方改革を念頭においた部下への働き掛けについて検討することによって、適切な管理業務の遂行に必要な視点や考え方等について、総合的に理解を深め、実践につなげられるような構成とした。

なお、平成31年度研修の企画立案の参考とするため、共同研究の一部に、課長補佐がオブザーバー参加している。

また、平成28年4月に「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」が公表されたことを踏まえ、人権意識の高揚等を図るため「ハンセン病を理由とする開廷場所指定問題について」を昨年に引き続き独立の科目として取り上げた。

8 中間管理者（事務局）研修（番号一）（※9）

事務局の中間管理者としての職務遂行に必要な管理能力の向上及び職務意識の高揚を目的に、事務局課長補佐等63人を対象として、平成30年12月11日（火）から同月14日（金）までの4日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、事務局の中間管理者に求められる職責等に関する総研所長講話、最高裁事務総局各局課（秘書課、広報課、総務局、人事局、経理局）及び総研書研部長による「裁判所が当面する問題と中間管理者（事務局）の課題」に関する講義のほか、職員団体対応に関する事例研究、外部講師によるメンタルヘルス対策や障害者等に対する配慮に関する講義・実習等を行った後、中間管理者の管理業務の在り方をテーマとする共同研究を行った。共同研究は、具体的な執務上の課題や職員の課題を含む事例に基づいて、業務管理の観点から緊急時対応及び情報流通をポイントに置いた部署間連携について、人事管理の観点から女性活躍を念頭に置いた人材育成、働き方改革を念頭においた部下への働き掛けについて検討することによって、適切な管理業務の遂行に必要な視点や考え方等について、総合的に理解を深め、実践につなげられるような構成とした。

組織運営の適正を確保するための視点については、事務総局各局課の講義等においても強調して説明したほか、平成28年4月に「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」が公表されたことを踏まえ、人権意識の高揚等を図るための内容を盛り込んだ「ハンセン病を理由とする開廷場所指定問題について」を昨年に引き続き独立の科目として取り上げた。

9 主任家庭裁判所調査官研修（番号10）（※10）

主任家裁調査官として必要な指導監督能力の向上及び管理者意識の高揚を図ることを目的に、新たに主任家裁調査官に任命された23人を対象として、平成30年6月19日（火）から同月22日（金）までの3・5日間の日程で実施した。

調査事務をめぐる昨今の課題や主任家裁調査官に期待される役割について最高裁事務総局家庭局第一課長及び第三課長並びに人事局参事官による講義を行い、調査事務の質の確保と部下の能力伸長を図ることを目的とした組運営の在り方や指導監督の在り方における留意点等について共有を図った。家庭審議官講話では、研修員から寄せられた主任家裁調査官として感じている問題意識を素材として、家庭審議官との双方向的な意見交換が行われた。また、面接指導の場面を題材にして、部下の課題を踏まえた効果的・効率的な指導の在り方について討議するとともに、ロールプレイ等を活用した実践的な研究を行った。さらに、組に所属する家裁調査官に対する的確な指導監督の在り方を考えるために、組・定例ケース会議の運営をイメージした討議中心の形式で、①少年事件の教材事例を題材にして、BPSモデルを用いた少年調査票の査閲時の指導の在り方について整理し、②新任主任家裁調査官と部下家裁調査官2人から構成される組の状況を題材にして、効果的な組運営の在り方について検討し、調査事務の質の確保と部下の能力伸長の重要性を強く意識させた。

10 課長補佐研究会（番号一）（※11）

課長補佐について、近時の事務局を取り巻く状況の変化に適切に対応し、その役割を認識して、より適正に職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させ、その管理能力の向上と意識の高揚を図ることを目的に、地家裁の課長補佐21人を対象として、平成30年12月18日（火）及び19日（水）の2日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、課長補佐の職責に関する総研所長講話、事務局事務を適切に遂行する上で課長補佐に期待することについての最高裁事務総局係官による講義（人事局、秘書課）の後、共同研究を行った。共同研究では、少人数での班別討議により、課長補佐に求められる役割について理解を深め、自覚させるとともに、今後、組織運営の適正の確保に主体的に寄与していくために、課長補佐としてどのような行動をとるべきかについて、自ら考えさせるよう工夫した。

11 研修指導研究会（番号11）（※12）

高裁委嘱研修及び自府研修の指導者の養成を目的に、第1回を、各庁において研修事務に携わる課長補佐、次席家裁調査官等45人を対象として、平成30年5月29日（火）から同月31日（木）までの3日間の日程で実施した。第2回は、課長補佐、主任書記官等41人を対象として、平成31年1月16日（水）から同月18日（金）までの3日間の日程で実施する予定である。

第1回は「研修企画担当者向け」のカリキュラムとして、研修を効果的・効率的に作り上げていく一連のプロセス（研修のマネジメント）の理解を主眼に、組織における人材育成の意義、研修の位置付けや概要、基本的な研修技法等に関する講義・実習を行った上で、共同研究（模擬研修カリキュラ

ム作成）を行った。共同研究では、研修カリキュラムの策定に必要なノウハウにとどまらず、職場の現状や問題を的確に把握した上で、組織課題に即して研修を企画立案していく考え方を、段階を追つて、体験的に習得できるよう工夫した。

第2回は「研修講師向け」のカリキュラムとして、研修講師として必要な知識・スキル等のかん養を目的に、組織における人材育成の意義、研修の位置づけや概要、基本的な研修技法等に関する講義・実習を行った上で、共同研究（講義計画（レッスンプラン）作成）を行う予定である。

12 実務指導研究会（番号12）（※13）

書記官プラッシャップ研修（以下「BU研」という。）の講師を養成するため、講師となる予定の主任書記官等（民事42人、刑事32人、家事36人、少年23人）を対象として、民事及び刑事は平成30年5月8日（火）及び9日（水）、家事及び少年は同月10日（木）及び11日（金）の各2日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、BU研の役割及び書記官事務の整理の取組の趣旨等に関する総研書記官研修部長及び最高裁事務総局総務局第三課長による講義、BU研の共通分野で実施する共同研究の進行のために有用な視点等に関する一般研修部教官による講義を行った後、実際の討議の場面を念頭に置いていた実習や意見交換を行った。

BU研の共同研究は、書記官事務の整理の視点から、典型的かつ基本的な事務を題材に、根拠と目的に照らした合理的な事務の在り方等を討議させてきているが、平成30年度は、前年度に引き続き、中堅書記官に期待される役割的重要性に照らして、この合理的な事務をどのように実践していくかという点に重点を置いて討議させることとした。本研究会においても、その趣旨を明確にした上で、講師としての意識の向上とスキルアップに努めた。

なお、BU研の企画立案の中心となり、同研修の講師を指導する立場の者に、本研究会での研究内容を熟知してもらうことが相当と考えられることから、各高裁の民事又は刑事の次席書記官等がオブザーバーとして参加した。

【主として管理職以外の層（書記官・家裁調査官・係長等）】

13 家事実務研究会（番号13）（※14）

家事事件の運用上の諸問題並びに適正かつ合理的な事件処理に向けた裁判官、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官の連携及び協働の在り方について研究、討議を行うことを目的に、家事事件を担当する書記官及び家裁調査官各50人（合計100人）を対象として、平成30年11月7日（水）から同月9日（金）までの3日間（ただし、書記官については11月7日及び8日の2日間）の日程で実施し、カリキュラムの一部については、司研の実施する家事基本研究会と合同で実施した。

司研との合同カリキュラムでは、家裁をめぐる諸問題について最高裁事務総局家庭局第二課長による説明を行い、共同研究では、「家庭裁判所の機能充実に向けた職種間連携」をテーマに、家庭裁判所の機能充実に向けた職種間連携の在り方（非開示希望情報等の適切な管理の在り方を含む。）について、いずれも日常業務の中で取り扱うことの多い事例や場面を題材とし、書記官事務の整理や家裁調査官の中核的な役割・機能の考え方を踏まえた研究、討議を行った。また、子ども虐待や思春期問題の専門家による「親子関係と児童虐待」と題する講演を行った。

総研の単独カリキュラムでは、書記官については、家事部における書記官の書面提出管理事務について、家裁調査官については、面会交流をめぐる対立のある事件における理解と働き掛けについて、

それぞれ研究、討議を行った。

14 少年実務研究会（番号14）（※15）

少年審判の機能充実に向けた、裁判官、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官の職種間連携等について研究、討議を行うことを目的に、少年事件を担当する書記官49人及び家裁調査官50人（合計99人）を対象として、平成30年9月12日（水）から同月14日（金）までの3日間（ただし、書記官については9月12日及び13日の2日間）の日程で実施し、カリキュラムの一部については、司研の実施する少年基本研究会と合同で実施した。

司研との合同カリキュラムでは、臨床心理学の専門家による「思春期における発達と非行との関係について」と題する講演を行ったほか、少年事件の現状と課題について最高裁事務総局家庭局第一課長による説明を行い、共同研究では、「少年審判の機能充実に向けた職種間連携」をテーマに、再非行の防止に資する審判の質の向上に向けた職種間連携の在り方について、日常業務の中で取り扱うことの多い事例や場面を題材とし、書記官事務の整理や家裁調査官の中核的な役割・機能の考え方を踏まえた研究、討議を行った。

また、総研の単独カリキュラムでは、書記官については、共同研究の結果を踏まえた少年部におけるるべき書記官事務の検討と実践、逃走事故防止に向けた取組等について、家裁調査官については、再非行防止に資する専門性の高い社会調査の在り方について、それぞれ研究、討議を行った。

15 民事実務研究会（番号15）（※16）

（1）民事実務（訴訟）研究会

民事立会部における書記官事務を合理的に遂行するための視点並びに裁判官との連携及び部における主任書記官の役割について研究、討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、適正かつ効率的な事件処理の推進に資することを目的に、地裁で民事事件を担当する書記官50人を対象として、平成30年5月30日（水）及び31日（木）の2日間の日程で実施した（カリキュラムの一部を、司研が実施する民事通常基本研究会Iと合同実施）。

司研との合同カリキュラムでは、民事事件を取り巻く最近の状況に関する最高裁事務総局民事局第二課長による講義を行った上、「民事立会部における裁判官と書記官との協働について」をテーマとし、録音反訳を利用した供述調書作成事務に関する事例及び研究員から提出された協議問題について、それぞれ書記官事務の整理の考え方を踏まえた研究、討議を行った。

また、総研の単独カリキュラムでは、「民事立会部における主任書記官の役割」をテーマとし、点検事務について研究、討議を行った。

（2）民事実務（簡裁）研究会

簡易裁判所における民事事件の動向と諸問題について理解するとともに、その特性を踏まえて、事務処理上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、適正かつ迅速な事件処理の推進に資することを目的として、簡裁で民事訴訟事件を担当する書記官50人を対象として、平成31年1月24日（木）及び25日（金）の2日間の日程で実施する予定である。

カリキュラムとしては、「民事事件の動向と当面する諸問題について」及び「民事立会部における書記官事務の整理」の講義に続き、「簡裁民事訴訟事件における書記官事務」及び「簡裁民事立会部門における主任書記官の役割」をテーマに研究、討議を行う予定である。

16 刑事実務研究会（番号16）（※17）

刑事事件を担当する書記官に対し、日常的な事務を素材とした事例の研究・討議を通じて、根拠・目的に照らして合理的な事務の在り方を考え、これを実践する力を伸長させるきっかけを付与し、執務の質の向上に向けた裁判官と書記官との協働を実現するとともに、適正事務の確保を実践するための手掛かりを得ることを目的に、地裁で刑事事件を担当する書記官50人を対象として、平成30年11月28日（水）及び29日（木）の2日間の日程で実施した（カリキュラムの一部を、司研が実施する刑事基本研究会と合同実施）。司研との合同カリキュラムでは、「公判手続の更新と調書作成事務」、「要旨調書」及び「公判期日の指定」に関する事例及び研究員から提出された協議問題を題材として、刑事事件における執務の質の向上に向けた裁判官と書記官との協働について、書記官事務の整理の考え方を踏まえた研究、討議を行った。また、総研の単独カリキュラムでは、「刑事事件における適正事務の確保とその実践」をテーマに、秘匿情報の管理に関する事務について研究、討議を行った。

17 家事特別研究会（番号17）（※18）

後見関係事件等の運用をめぐる諸問題について研究及び討議を行うことにより、職務遂行能力の向上を図り、もって、適正かつ迅速な事件処理の推進に資することを目的に、後見関係事件を担当する書記官50人を対象として、平成30年10月11日（木）及び12日（金）の1.5日間の日程で実施した。

この研究会は、その全部を司研が実施する家事専門研究会1（後見）と合同で実施しており、カリキュラムとしては、日本福祉大学社会福祉学部教授及び[REDACTED]による「地域福祉から見た成年後見制度への期待」と題する講演、「後見事件・財産管理事件の運用に関する諸問題」と題する最高裁事務総局家庭局第二課長による説明を行った後、「後見人選任の在り方」、「後見人からの相談対応」及び「報酬付与の在り方」をテーマに、それぞれ研究、討議を行った。そして、共同研究の結果を踏まえて、報酬付与の在り方を中心として家庭局第二課長の説明と質疑応答が行われた。

なお、後見関係事件をめぐる現場の状況をみると、書記官がこれに主体的に関与している実情があることから、上記のとおり、総研における本研究会の対象者は書記官研究員としたが、家裁調査官の後見関係事件における役割も重要であると考えられたことから、平成29年度に引き続き、高裁の次席書記官に加えて、高裁所在地の家裁の次席家裁調査官等がオブザーバーとして参加した。

18 家庭裁判所調査官特別研修（番号18）（※19）

家庭裁判所調査官専門研修終了後おおむね1年以上の実務経験を有する家裁調査官41人を対象として、第1回を平成30年12月4日（火）から同月7日（金）までの4日間の日程で実施した。また、家庭裁判所調査官専門研修終了後おおむね1年以上の実務経験を有する家裁調査官40人を対象として、第2回を平成31年1月30日（水）から2月1日（金）までの3日間の日程で実施する予定である。

本研修は、行動科学等の更なる専門性の獲得及び深化を図り、現場の調査事務の質向上に寄与させ、的確な調査事務を追求する能力の発展を図ることを目的とする応募型研修である。本年度は、第1回については、「調査実務における動機づけ面接の活用」を研究テーマとして、実務に有用

な着眼点や留意点を取りまとめることを目指して研究討議を行った。また、第2回については、「子が別居親との面会交流を拒否する事案の理解と働き掛け」を研究テーマとする予定である。

19 家庭裁判所調査官専門研修（番号一）（※20）

専門的知見の本質を踏まえ、これを柔軟に活用して、的確な調査事務を追求する能力の向上を図ることを目的とし、家庭裁判所調査官実務研修終了後、おおむね3年の実務経験を有する者又は平成28・29年度家庭裁判所調査官応用研修を終了した家庭裁判所調査官養成課程第7期以前の者合計49人を対象として、平成30年10月22日（月）から同月26日（金）までの5日間の日程で実施した。

調査実務研究では、グループ討議を通じて、各研修員の調査事務に関する到達点や課題を具体的に明らかにさせ、調査面接技法研究では、研修員相互のロールプレイにより技法上の工夫や改善点についての気付きを促した。また、裁判所を取り巻く情勢や家裁調査官が置かれている状況について、家裁調査官研修部長による講話、最高裁事務総局人事局参事官及び家庭局第三課長による講義を行った。

なお、本研修は、家裁調査官の研修体系の見直しに伴い、本年度の実施を最後に廃止となった。

20 家庭裁判所調査官応用研修（番号19）（※21）

裁判所の目的を達成するための自らの役割を考えるとともに、専門的知識及び技能を応用して、複雑困難な事件についても円滑な調査事務の遂行を確保できる能力の向上を図ることを目的とし、家裁調査官任官後、おおむね3年の実務経験を有する者45人を対象として、平成30年7月9日（月）から同月13日（金）までの5日間の日程で実施した。

調査実務研究では、教材事例を用いたグループ討議を行い、分析や評価の根拠となる事実や論拠となる知見の明示を常に意識させた。また、外部講師による講義の内容が調査実務研究と連動するよう配意した。調査面接技法研究では、教材事例に基づく研修員相互でのロールプレイを繰り返し実践させた。さらに、裁判所の組織課題について、家裁調査官研修部長による講話、最高裁事務総局家庭局第三課長及び人事局参事官による講義を行った。

21 速記官中央研修（番号20）（※22）

裁判所が当面する諸問題に関する理解を深め、裁判部の一員としての職務意識の高揚を図ることを目的に、速記管理官又は速記副管理官を除く裁判所速記官20人を対象として、平成30年7月5日（木）及び6日（金）の1・5日間の日程で実施した。

本研修は、平成27年度の実施をもって、全ての速記官（家庭の事情等により参加できなかった者を除く。）が受講済みとなり、平成28年度から、新たな枠組の下での実施となった。カリキュラムとしては、速記官の職責等に関する総研所長の講話、最高裁事務総局民事局及び同刑事局による「裁判所をめぐる諸問題」に関する講義のほか、裁判部の充実・強化に向けた知識・経験の活用、連携協働の在り方をテーマとする共同討議を行った。昨年度に引き続き、組織的な視点や裁判部の一員としての自覚をより高めるため、外部講師による「障害者等に対する配慮」に関する講義・実習を行い、また、共同討議において、「より正確で分かりやすい速記録を作成するための連携協働」に加え、「裁判部の一員としての役割と自己研さんの在り方」をテーマとして、研修員の経験を紹介し合いながら意見交換を繰り返し、今後に向けてのヒントや気付きを得られるような機会を設けた。

2.2 総括執行官研究会（番号一）（※23）

総括執行官がその職務に関する研究及び討議を行うことにより、総括執行官の職務執行に必要な知識の付与と技能の習熟を図るとともに、その職務意識をかん養することを目的に、昨年度又は本年度に総括執行官に任命された者のうち29人を対象として、平成30年7月10日（火）から同月12日（木）までの2.5日の日程で実施した。

カリキュラムとしては、最高裁事務総局の課長等による「執行官を取り巻く諸情勢と総括執行官に期待すること」、「監督官からみた総括執行官」、「服務に関する指導監督について」、「情報セキュリティについて」などの講義のほか、特定社会保険労務士による「労働関係法規からみた雇用上の問題点」の講義や、総括執行官経験者による「総括執行官による指導監督の実践と執行官室の運営について」の講義を行った。また、共同研究において、総括執行官と支部の執行官及び監督官との連携や人材育成について、研究、討議を行った。

2.3 執行官実務研究会（番号21）（※24）

中堅執行官として、社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身に付けるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力及び中堅執行官として執行官室の運営に積極的に参加していく職務意欲を養うことを目的に、5年以上の経験を持つ執行官21人を対象として、平成31年2月5日（火）から同月7日（木）までの3日間の日程で実施する予定である。

カリキュラムとしては、「執行官制度をめぐる諸問題」と題する最高裁事務総局民事局参事官の講義のほか、弁護士、社会保険労務士及び公益社団法人家庭問題情報センター職員による講義を行った上で、同センター職員を交えて子の引渡しに関するシミュレーションを行い、さらに、事務処理上の問題について討議形式で検討させる「実務問題研究」などを行う予定である。

2.4 新任執行官研修（番号22）（※25）

執行官として職務を遂行するために必要な知識等を付与することにより、基礎知識等の定着、執務能力の向上及び職務意識の高揚を図ることを目的に、新たに執行官に任命された者11人を対象として、平成30年6月12日（火）から同月15日（金）までの3.5日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、最高裁事務総局民事局参事官による執行官制度全般についての講義のほか、執行官等の講師による執行事務取扱上の諸問題についての講義やこれを踏まえた実践的な事例問題の研究を行う実務問題研究等を実施した。

2.5 係長等（総務担当）研修（番号23）（※26）

総務担当係長として必要な執務能力の向上と職務意識の高揚を目的に、各庁において、現に総務事務を担当する係長51人を対象として、平成30年6月5日（火）から同月7日（木）までの3日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、係長としての役割の理解や動機付けを主眼とする総研一般研修部長講話、東京高裁事務局総務課長による「総務課の現状と課題」に関する講義、最高裁事務総局各局課（秘書課、広報課、情報政策課、総務局）による各所管業務に関する講義のほか、危機管理（緊急事態対応）をテーマとする共同研究や、効果的な係運営・マネジメントの在り方をテーマとする共同研究を行った。前者の共同研究では、緊急・突発場面の解決に向けて必要となる視点や考え方、組織的対応の在り方等について、後者の共同研究では、上司、係員、他部署及び管内と緊密に連携しながら、安定し

た成果を上げていくための係運営の在り方、その実現のために重要となる視点や考え方、効果的な働き掛けの方法等について、それぞれ討議を行った。また、昨年度同様、講話や講義科目において、事務局係長として組織運営の適正の確保に寄与するための視点を強調して説明した。

26 係長等（人事担当）研修（番号24）（※27）

人事担当係長として必要な執務能力の向上と職務意識の高揚を目的に、各庁において、現に人事事務を担当する係長等69人を対象として、平成30年6月19日（火）から同月21日（木）までの3日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、係長としての役割の理解や動機付けを主眼とする総研一般研修部長講話、最高裁事務総局人事局による「人事事務をめぐる諸情勢等」に関する講義、最高裁健康管理医によるメンタルヘルス対策に関する講義のほか、人事担当係長としての合理的な事務処理の在り方をテーマとする人事事務総合演習、効果的な係運営・マネジメントの在り方（係員に対する指導、働き方改革）をテーマとする共同研究を行った。また、昨年度同様、講話や講義科目において、事務局係長として組織運営の適正の確保に寄与するための視点を強調して説明するとともに、人事事務総合演習において、各分野に共通する基本的な司法行政事務の進め方に重点を置いた事例を題材に、集中的に議論した。

27 係長等（会計担当）研修（番号25）（※28）

会計担当係長等として必要な執務能力の向上と職務意識の高揚を目的に、各庁において、現に会計事務を担当する係長63人を対象として、平成30年10月23日（火）から同月26日（金）までの4日間の日程で実施した（最高裁及び高裁の営繕専門職4人がオブザーバーとして参加）。

カリキュラムとしては、係長としての役割の理解や動機付けを主眼とする総研一般研修部長講話、会計全般について最高裁事務総局経理局による「裁判所における経理行政」、「会計課における仕事の進め方」に関する講義、会計各分野に関する講義・討議のほか、問題解決やマネジメント（係員に対する指導、部署間連携等）をテーマとする共同研究、研修員の担当職務ごとに根拠に基づく正確な専門知識や技能の習得を図ることをねらいとした分野別研究を行った。また、昨年度同様、講話や講義科目において、事務局係長として組織運営の適正の確保に寄与するための視点を強調して説明した。

28 研修事務担当者研修（番号26）（※29）

研修事務担当者としての執務能力の向上と職務意識の高揚を目的に、各庁において、現に研修事務を担当する係長等46人を対象として、平成30年9月19日（水）から同月21日（金）までの3日間の日程で実施した。

高裁委嘱研修、自庁研修の運営を主体的かつ積極的にリードできる研修事務担当者を「研修プランナー」と位置付けた上で、その役割の理解や意識啓発を主眼とする総研一般研修部長講話、研修全般に関する基本的な知識や技法等に関する講義・実習を行ったほか、研修事務を「企画」、「実施」、「評価・改善」の各段階に分けて、具体的な行動を疑似体験する形で、講義・実習等を行い、理解を深めた。

最終日の共同研究では、「研修プランナーとして、自庁の研修をより充実させていくために」をテーマに班別討議による意見交換及び行動プランの作成を行い、今後の職務につなげていくための動機付けを図ることができるよう工夫した。

【新採用職員層】

29 総合職採用職員初任研修（番号27）（※30）

将来の幹部職員候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図ることを目的に、裁判所職員採用総合職試験に合格し、平成30年4月に採用された裁判所事務官21人及び家裁調査官補39人の合計60人を対象として、同年4月6日（金）から同月10日（火）までの3日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、昨年度と同様、総合職採用職員としての心構え等に関する総研所長講話、最高裁事務総局各局課（秘書課、広報課、総務局、人事局、経理局、民事局、刑事局、家庭局）による「裁判所の現状と課題」に関する講義を行った上で、そこで与えられた知識や視点を踏まえて、「これから裁判所と裁判所職員を考える」をテーマに、職種を超えたチームによる討議を行った。討議に当たっては、直前に、最高裁事務総局に勤務する先輩職員との間で意見交換する機会（座談会）を設け、総合職採用職員としての意識啓発を行うとともに、討議結果のプレゼン等を通じて、研修員が相互に刺激し合って連帯感を強め、成果を共有できるよう配慮した。

【その他】

30 CA研修実務試験（番号32）（※31）

裁判所書記官任用試験の口述試験合格者59人を対象として、平成30年6月25日（月）から9月7日（金）までの日程で実施した（前期研修は平成30年6月25日（月）から7月13日（金）までの15日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。以下、この研修において同じ。），実務研修は7月17日（火）から8月17日（金）までの24日間、後期研修は8月20日（月）から9月7日（金）までの15日間）。

前期研修においては、書記官の職務の概要及び重要性を認識させた上で、各分野での立会事務を中心とした知識の整理及び習得を、実務研修においては、これらの知識の定着、問題意識の醸成、後期研修への準備、意欲の向上等を、後期研修においては、前期研修及び実務研修の成果を踏まえた応用能力のかん養をそれぞれ図る内容で実施した。

31 情報セキュリティ研修（番号28）（※32）

情報セキュリティの確保に必要な知識等を習得し、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に資するとともに、情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図るため、各裁判所の事務局で情報セキュリティ対策事務従事者の事務を補助する職員（高裁総務課専門官、地裁の総務課文書企画官又は総務課課長補佐及び家裁の総務課課長補佐）66人を対象として、平成30年10月2日（火）及び3日（水）の1・5日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、セキュリティポリシーの実効性の確保をテーマとして、①改定された情報セキュリティポリシーを理解・浸透させるための効果的な方策、②情報セキュリティインシデント・情報セキュリティポリシー違反発生時の在るべき対応方法について、それぞれ冒頭に基調講義を行った上で、共同研究を行った。

32 情報処理研修（番号29）（※33）

情報化の推進に向けて、職員全体のレベルアップを図るために指導的役割を果たす者を広く養成することを目的に、情報化関連業務担当者及び情報化事務担当者119人（第1回59人、第2回6

0人)を対象として、第1回を平成30年5月15日(火)から同月17日(木)まで、第2回を同年5月22日(火)から同月24日(木)までの各3日間の日程で実施した。

カリキュラムとしては、研修員全員に対する「裁判所の情報化における現状と課題」、「情報化関連業務担当者と情報化事務担当者の役割」、「情報セキュリティ」、「情報化事務(パソコン)」、「ITに関する業務継続」及び「情報化事務(J・NET)」の講義のほか、一部のカリキュラムは、担当者別に分かれ、情報化関連業務担当者に対しては、情報化に関する自序研修の企画の仕方及びより実践的な情報セキュリティに関する講義を、情報化事務担当者に対しては、裁判事務関連システムについて、参加者の希望に応じてMINTASとKEITASに分かれて実機を用いた講義を行った。

これらのほか、情報化関連業務担当者と情報化事務担当者の協働に関する具体的な事例について、参加者が班別に分かれて討議を行った。

〈高裁委嘱研修〉

【管理者層】

3.3 次席家庭裁判所調査官等実務研究会(番号33)(※34)

高裁委嘱研修及び高裁ブロック研修の運営等について研究及び討議を行うことにより、研修の充実及び改善に寄与することを目的に、各高裁管内において、各府から1人の次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官約50人(原則として各府から1人)を対象として、研究、討議を行った。

【中間管理者層】

3.4 新任中間管理者研修(番号34)(※35)

中間管理者としての職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与し、中間管理者としてふさわしい職員を養成することを目的に、新たに主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等の中間管理職員に任命された者252人を対象として、各高裁で実施された。参加者の内訳は、主任書記官190人(75.4パーセント)、主任家裁調査官22人(8.7パーセント)、課長1人(0.4パーセント)、課長補佐19人(7.5パーセント)、専門官等20人(7.9パーセント)である。

カリキュラムとしては、「公務員倫理、服務規律」、「裁判所職員制度」(任用、給与、職員団体等)、「職場におけるメンタルヘルス」、「人事評価」、「会計事務」、「広報、危機管理」等の講義のほか、「管理と監督」(部下育成等)に関する講義や共同研究が行われた。

【主として管理職以外の層(書記官・家裁調査官・係長等)】

3.5 書記官プラッシュアップ研修(番号35)(※36)

書記官任用資格取得後5年以上の者を対象として、平成30年7月から8月にかけて、各高裁において実施し(大阪においては2回)、参加者(終了者)は306人であった。

BU研の共通分野の共同研究では、平成25年度から書記官事務の整理の考え方を取り入れた討議を実施してきており、さらに、平成28年度からは、中堅書記官に期待される役割の重要性に照らして、根拠と目的に照らした合理的な事務をどのように実践していくかについての討議を拡充する内容としている。

3.6 家庭裁判所調査官実務研究会(番号36)(※37)

家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄

与させることを目的に、主任家裁調査官を含む家裁調査官を対象として、各高裁において時期を定め3日間の日程で実施し（東京においては2回），参加者（終了者）は238人であった。

3.7 新任係長研修（番号37）（※38）

係長としての職務を遂行するために必要な知識及び技能を付与し、係長としてふさわしい職員を養成することを目的に、新たに係長に任命された者264人を対象として、各高裁で実施された。

カリキュラムとしては、「裁判所の現状と課題」に関する講義、「係長のリーダーシップとマネジメント」に関する共同研究、「男女共同参画社会、母性保護及び次世代育成支援」に関する講義等が行われた。

3.8 事務官専門研修（番号38）（※39）

事務官研修体系の見直しに伴い、平成19年度から実施している研修である。この研修は、事務局の運営を支えていくことが期待される中堅層以上の事務官（採用後7年以上の者）、専門職及び係長を対象として、担当職務（総務、人事又は会計）の遂行に必要な職務知識を付与し、職務遂行能力の向上を図ることを目的として各高裁で実施された（ただし、札幌高裁は、平成30年1月17日及び18日に実施予定）。

なお、会計分野については、高裁の営繕専門職等が、所属する高裁実施の研修（最高裁所属の者は東京高裁実施の研修）にオブザーバーとして参加した。

おって、実施の際の参考となるように、資料（講義資料、参考事例）を各高裁に送付した。

【事務官層】

3.9 ジャンプアップ研修（番号39）（※40）

事務官研修体系の見直しに伴い、平成19年度から実施している研修である。この研修は、係員層の中心となって、上司を助けて実務を担っていくことが期待される中堅事務官（採用後7年以上10年未満の者）を対象として、仕事を進める上で必要な仕事のマネジメントに関する基本的な知識を付与し、職場の事務改善案を作らせることで、能力開発と意識啓発を行うことを目的として各高裁で実施された。

なお、研修資料で取り上げているマネジメントサイクルについて、PDSサイクルからPDCAサイクルに切り替えた（他の事務官研修資料も同様）。

おって、最高裁の営繕専門職がオブザーバーとして参加した。

4.0 事務官法律研修（番号40）（※41）

本年度は、事務官255人を対象として、各高裁で、通信研修については平成30年2月から同年6月にかけて96日間から111日間（土曜日、日曜日及び祝日を含む。）の日程で、面接研修については同年6月から同年7月にかけて9日間から11日間（土曜日及び日曜日を除く。）の日程で実施された。

なお、参加者のうち、大学法学部卒業者は141人（55.3パーセント）であった。

【新採用職員層】

4.1 新採用職員研修（番号41）（※42）

国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに、裁判所の職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所の職員にふさわしい心構えをかん養することを目的に、新たに採用された事務官等40人を対象として、各高裁で実施された（広島高裁においては、4月と5月の2回に分けて実施した。また、東京高裁においては、平成30年4月までに採用された者に対する研修とは別に、平成30年度の途中に採用された者を対象として、平成30年10月にも実施された。）。

カリキュラムとしては、裁判所職員としての心構えの理解や動機付けを主眼とする講話や「裁判所の組織と機能」、「職員制度」（任用、給与及び能率）、「裁判の仕組み」、「情報処理、文書」、「公務員倫理」、「ストレスと自己管理」等の科目のほか、「マナーと接遇」や「仕事の進め方」に関する事例研究が、ロールプレイング等の手法も交えながら行われた。

〈研究〉

4.2 合同実務研究（番号47）（※48）

合同実務研究は、異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携、協働に関する研究を共同してさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させることを目的に複数の職種の研究員が、所属庁において行うものである。

平成30年度は、当事者の主体的関与、手続保障、手続の透明性の確保を指向する家事事件手続法の施行から5年が経過したことを節目として、宮崎家庭裁判所の主任書記官、主任家庭裁判所調査官及び裁判所書記官の3人を研究員に指名し、「宮崎家庭裁判所における家事事件手続法270条及び同法284条の運用状況及び利用促進に当たっての工夫例－家事事件手続法施行から5年を振り返る－」をテーマとして、平成30年9月から平成31年3月までの約7か月で研究を行っている。

4.3 書記官実務研究（番号48）（※49）

横浜地裁及び大阪地裁の主任書記官を研究員に指名し、「犯罪被害者等の保護のための諸制度に関する書記官事務の実証的研究」をテーマとして、平成30年4月から平成31年3月までの1年間で研究を行っている。

この研究は、犯罪被害者保護関連二法について行われた平成15年度書記官実務研究を先行研究とし、その後の法改正や運用を踏まえて改訂しようとするもので、犯罪被害者等の保護のための諸制度に関する書記官事務について現在の実務の運用を踏まえて広くかつ深く研究し、その成果を現場にとって有益な形でまとめて還元していきたい。

4.4 家庭裁判所調査官実務研究（番号49）（※50）

（1）個人及び共同研究

名古屋家裁から応募があった共同研究「子の意思把握の調査に関する先行研究の実践的検証」及び東京家裁から応募があった共同研究「性非行の調査支援ツールの実践的検証」（いずれも仮称）を選定し、家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行っている。

（2）指定研究

東京家裁、横浜家裁小田原支部、新潟家裁、大阪家裁、福井家裁及び福岡家裁に所属する主任家裁調査官6人を研究員に指定して、「子の最善の利益に資する面会交流に向けた調査実務の研究」をテーマとし、2年間の予定で研究を行っている。平成30年度が二年目に当たる。本研究には協力研究員として、東京家裁及び千葉家裁の裁判官2人が参加するほか、総研教官3人がスタッフと

して関与している。

45 家庭裁判所調査官関係機関特別研究（番号50）（※51）

(1) 家事及び少年関係機関についての研究

家事関係機関につき7人、少年関係機関につき10人を研究員に指定して、関係機関（児童相談所、少年院等）に派遣し、その実情等について体験的に研究させるとともに、家裁と関係機関との連携の充実を図っている。

(2) 心身の鑑別についての研究

平成31年3月に法務省矯正研修所が実施する分類・鑑別技官に対する研修である「専門研修課程調査鑑別特別科研修」に3人の家裁調査官を参加させる予定である。

(3) 更生保護についての研究

平成30年度は「更生保護についての研究」を新設し、平成30年5月に法務省法務総合研究所が実施する保護観察官に対する研修である「保護局関係職員待遇強化特別研修」に3人の家裁調査官を参加させた。

【養成】

46 養成課程（番号60, 61, 62, 63）（※61, 62, 63, 64）

(1) 入所式

平成30年4月5日（木）に裁判所書記官養成課程第一部第15期及び第二部第15期並びに家庭裁判所調査官養成課程第15期の入所式を行った。

(2) 合同実施科目

裁判所書記官養成課程及び家庭裁判所調査官養成課程においては、次の科目を合同で実施している。

ア グループ別総合演習

裁判所職員として求められる総合的な事務処理能力の向上を図ることを目的とし、裁判所及び裁判所職員の在り方について、①国民の視点を踏まえた広い視野で考える力の培养、②組織的に職務を遂行する能力の向上、③書記官と家裁調査官の連携、協働の必要性を認識し、職種間の相互理解を深め、連携、協働を円滑に行うための基盤の形成といった三つの事項に重点を置いて実施している。

具体的には、①障害者等疑似体験、②当事者対応に関するロールプレイ及び③裁判所の組織上の課題解決に資するチーム討議とプレゼンテーションを、それぞれ少人数のグループを編制して実施するものである。

①では、障害者や高齢者の置かれた状況を適切に理解するために、DVD学習と車椅子、高齢者疑似体験グッズを用いた体験学習を行った。②では、当事者対応のロールプレイを通じて職種間の連携、協働の在り方を考えさせるとともに、①での疑似体験を踏まえて、視覚・聴覚障害がある者への対応場面も設定し、実際に疑似体験グッズを使用した上でロールプレイを行うなど、より深い理解につながるような学習方法を取り入れるほか、「裁判所における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領」について説明する予定である。

これらの体験型カリキュラムを通じて、具体的な状況に応じた適切な当事者対応、特に、障害者等が裁判所においてどのような配慮をしてほしいと感じるのか、裁判所職員に求められる

配慮は何かなどを学ばせることとしている。

③では、所属庁における執務経験、実務修習での経験・考察、養成課程の講義、その他の文献資料等を検討素材として、国民の視点を踏まえた広い視点からテーマ（例えば、障害者等に対する配慮、男女共同参画、危機管理、外部関係機関との連携等）を選定し、そのテーマについての裁判所に関する問題点及び裁判所が取り組むべき課題並びにこれを解決するための方策を検討、討議し、その解決策を提案として発表させる予定である。

イ 連携協働に関する問題研究

従前に引き続き、「連携協働に関する問題研究（家事）」及び「連携協働に関する問題研究（少年）」を実施し、裁判官、書記官及び家裁調査官の三職種で連携して事件処理に当たる重要性並びに書記官及び家裁調査官の各事務処理の在るべき姿について理解を深めさせた。

ウ 講義等

年度前半には、例年どおり、親族相続法、戸籍法及び裁判所の情報化についての講義を実施したほか、障害者等に対する理解と適切な対応を考えさせることを目的として、「障害者等への配慮」の科目を設け、法務省人権擁護局職員による障害者や高齢者の問題を含めた人権問題全般についての講義を実施し、障害者等に適切な対応をとるための法制度等の基礎的な知識付与を行った後、同講義で得た知識を裁判所の実務の中でどのように生かすべきか等についての視点を付与するため、教官による裁判所での実体験（家裁の調停での対応場面等）を交えた説明や「裁判所における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領」についての説明を行った。

年度後半においては、例年と同様に、「表記法」、「DNA鑑定」及びDVについての現状と手続についての講義を実施した。さらに、グループ別総合演習における検討を深めるために、演習開始前の時期に「裁判所をめぐる諸問題」及び「裁判所の広報」の講義のほか、昨年度に引き続いて、「問題解決とチーム討議」の科目において、チームによる討議方法や問題発見・問題解決の考え方を含めた講義を行った。

今後養成課程修了までの間は、国際私法、被害者保護、行動経済学、精神鑑定及び統計事務についての講義並びに最高裁大法廷首席書記官、家庭審議官による講話などを実施することとしているほか、障害者等への対応について、それまで行ってきた講義、疑似体験、ロールプレイ等を前提とした総仕上げとして、障害者支援の専門機関職員による障害の種別ごとの特性に応じた対応の在り方を含めた講義を予定している。また、ハンセン病政策の歴史を踏まえた人権研修として、国立ハンセン病資料館の見学を予定している。

4.7 裁判所書記官養成課程（番号60, 61）（※61, 62）

（1）第一部

第15期研修生189人（このほかに特許庁からの受託研修生1人）について、2組編制で実施している。

なお、外部講師による講義については、講堂を使用するなどして、第二部や家庭裁判所調査官養成課程と合同で実施するものもある。

（2）第二部

第14期研修生（2年生）61人、第15期研修生（1年生）59人で実施している。憲法、民法総則、刑法各論及び親族相続法については、大学教授等の外部講師による講義を実施している。

（3）養成課程研修の概要

養成課程の柱は、①基盤の形成、すなわち書記官の基本的事務について、事務の遂行に必要な知識を体系的に習得するとともに、事務の在り方を考える際の視点や思考方法等を身に付けるということと、②実践力の養成、すなわち修得した知識を実際に使うことができる力や技能を磨くということの2本である。

この両者のバランスを適切に保つことが必要かつ不可欠であることから、限られた時間の中で行わざるを得ない養成課程研修の制約も考慮し、書記官の育成を長期的に見た場合に最も重要である基盤づくりに比重を置き、実践力の養成については、最も基本的な分野の典型的な事件についてこれを目的とした研修を実施した。

実践力の養成に向けては、可能な範囲で各分野において事件処理についての演習や模擬練習等を行うことに加え、演習や講義の中にできる限り討議や発表の機会を盛り込み、考える力や発信する力をかん養するようにしている。

平成28年度から、授業内容について、a 労働審判事務について科目を新設し、手続の基本的な事項を説明すること、b 民事訴訟法の科目において、人事訴訟法の概要について説明することとした上で人事訴訟法演習を新設し、人事訴訟事件の訴状審査、事前準備等の演習を行うこと、c 家事法・同実務の科目において、単位を増設した上で後見監督に関する事務について講義を行うこと、d 刑事実務（調書）の科目において、裁判員選任手続調書の講義を行うこと、e 医療観察法の科目を新設し、制度の概要、手続の流れ等を説明することとし、さらに、平成29年度から、f 閲覧贈写事務・秘匿情報の管理を新設し、秘匿情報に関する基本的な考え方を理解させることとした。平成30年度から、g 平成29年度に新設した裁判員裁判演習に代えて公判前整理手続演習及び裁判員等選任手続演習等を実施することにした。このほか、h 一般研修部教官を講師とするキャリアデザインに関する講義を行うこととした。

また、i 録音反訳は授業の単位数を増やし、録音反訳業者との契約における完成通知の重要性等の説明のほか、模擬証人尋問のDVDを利用した立会メモの作成演習等授業内容を充実させ、j 通達についての授業においては、引き続き、保管金、保管物、押収物、記録の閲覧贈写、記録の保管送付といった実用的な事務について講義を行うほか、いわゆる記録概念についての整理の説明や予納郵便切手の適正管理の重要性についての注意喚起を行う予定である。さらには、例えば、過誤防止については、各講義で折に触れて注意喚起等を行うほか、一般研修部教官を講師とする過誤発生の要因と防止策についての講義も行う予定である。

書記官事務の整理については、その考え方が全ての分野の事務で通用することを前提に、書記官養成課程研修生にも定着させるという趣旨から、平成26年度から書記官事務の整理に関する演習（総合演習）を民刑家少の4分野で実施している。

4.8 家庭裁判所調査官養成課程（番号62, 63）（※63, 64）

後期合同研修中の第14期生は41人である。前期合同研修を終了した第15期生は39人であり、現在、所属庁で実務修習中である。

家裁調査官養成課程では、法律、行動科学及び調査実務の講義や演習を実施し、裁判所職員としての自覚の下に、その職務の本質を認識させ、家裁調査官として必要な人格の育成、自立性、能動性及び積極性の伸長並びに調査事務能力、事務処理能力及び政策検討能力を中心とする総合的な実務能力のかん養及び向上を図ることを目的としている。

第15期前期合同研修では、①実務修習におけるグループ修習の円滑な実施に向けた教科目の実

施や、②組織的に職務を遂行する姿勢のかん養を意識するための教科目を実施した。実務修習に直結した講義や演習とするために、演習に先立って必要な知識は講義で付与し、講義と演習を連動させることで知識を実務で活用できるようにし、グループ討議についてもより効率的かつ効果的に行えるようスキル付与と実践を組み合わせて実施した。

第14期後期合同研修においては、前期合同研修における基礎的学习を踏まえ、実務修習の成果とも関連付けながら、目的にかなった教科目となるようカリキュラムを構成している。例えば、調査実務関連の講義及び演習については、基盤となる知識及び考え方を実務で応用できるようにすることを主たる目的として、教官や外部講師による講義と演習の連動性を持たせ、講義で習得した知識や考え方を実務でどのように活用していくのかを演習で具体的に考えさせる内容としている。また、調査報告書等の作成能力の伸長を図るため、演習で取り扱った全ての事例について調査報告書等を作成させ、各研修生が自己の課題を自覚し、克服できるよう添削指導を強化している。面接技法については、研修生が実務修習中に作成した面接技法研究レポートを素材として、心理臨床家である複数の外部講師から面接技法上の指導を受けさせたほか、初任者が陥りやすい調査面接上の課題を乗り越え、研修生が共通して身に付けるべき技法を習得できるよう様々な教材事例を利用したロールプレイに繰り返し取り組ませている。その他、裁判所の制度・組織や関係機関の実情に触れる講義、心理テストに関する講義及び演習、裁判・調査事務の各論にかかる内部講師による講義などを配置している。

【第1研究室の研究等】

4.9 過去の実務研究報告書の補訂

法改正等により利用に支障が生じている過去の実務研究報告書に必要な補訂を施して、各庁に配布する作業を行っている。

平成30年度は「民事上訴審の手続と書記官事務の研究」の補訂を行った。その成果を現場に還元していきたい。

5.0 その他

(1) 書記官プラッシュアップ研修の指導用教材の作成

BU研における「最近の民事事件を巡る諸問題」（刑事案件、家事事件及び少年事件についても同様）の指導用教材を作成し、現場への情報発信を行った。

(2) 基礎的研究

法改正等に関する情報を雑誌や書籍等の様々なメディアから収集し、これを整理して、(1)の教材作成に生かすとともに、教官室との情報の共有を図っている。

【第2研究室の研究等】

5.1 家裁調査官研究紀要

家裁調査官研究紀要第26号を、平成30年度中に発行する予定である。

5.2 その他

(1) 調査事務上の課題についての基礎的研究

家事事件及び少年事件について、関連諸科学の最新の知見、法改正に伴う各種情報等を収集し、整理して、各種研究の立案、指導に生かすとともに、教官室との情報の共有を図っている。

(2) 調査事務に関するノウハウの収集と整理

行動科学に関する雑誌や書籍の中から家裁調査官の執務に役立つ論文を「家裁調査官雑誌文献情報」として作成している。

第2 平成31年度研修実施計画等について（平成30年度からの変更点等）

括弧内の番号は、平成31年度研修実施計画案の番号を指す。

平成31年度は、新規及び実施時期を変更する研修がある。

〈中央研修〉

【管理者層】

1 首席書記官研究会（番号1）

従前6月に実施していたところ、4月の人事異動によって変動した管内の状況を十分把握した上で共同討議等に臨むことが、本研究会を充実させ、その後のトップマネジメントとしての能力の発揮等につながること、4月に首席書記官に任命された者が本研究会に一定程度（平成30年度実績においては2割）参加しており、任命後半年程度の期間を置いて実施することが相当であることから、実施時期を6月から9月に変更した。

【中間管理者層】

2 中間管理者研修I（番号8）及び中間管理者研修II（番号9）

平成30年度までは、訟廷管理官、主任書記官、主任家裁調査官、課長及び課長補佐等の全ての中間管理者を対象とする研修を、裁判部所属者と事務局所属者に分けて実施していたが、これらを統合した上で、中間管理者としての執務経験等に応じて二つの階層に分けて実施することとし、平成30年度まで実施していた課長補佐等を対象とする研修についても、この新たな研修に組み入れていくこととした。

具体的には、中間管理者に昇任後二、三年程度の主任書記官、主任家裁調査官及び課長補佐等を対象とし、中間管理者として必要な執務能力のかん養を図るとともに、職種間、部署間連携の必要性を確認させる内容とする「中間管理者研修I」を3回実施する。このカリキュラムとしては、これまでの中間管理者（裁判部、事務局）研修をベースとし、必要な範囲で分科会を取り入れることも検討している。中間管理者としての職務経験が長い主任書記官、主任家裁調査官、訟廷管理官及び課長等を対象とし、特定部署の管理にとどまらず、組織全体を見る目を養うことをねらいとする「中間管理者研修II」を2回実施する。中間管理者研修IIについては、3日間とし、次の職階に向けての自己研さん支援にも資する内容となるようカリキュラムを検討していく予定である。

3 研修指導研究会（番号11）

従前、第1回（研修企画担当者向け）を5月、第2回（研修講師向け）を1月に実施していたところ、本研究会で得た知見を当該年度の自府研修における講師として活用できるようにするとの観点から、研修講師向けを第1回として6月に、特に地家裁において翌年度の研修実施計画の策定から研修企画に生かしてもらうため、研修企画担当者向けを第2回として12月に実施することとした。

【主として管理職以外の層（書記官・家裁調査官・係長等）】

4 民事実務研究会（番号15）

全体の日程を調整した結果、第1回の実施時期を5月から6月に変更した。

5 家庭裁判所調査官特別研修（番号18）

平成31年度は3回実施予定であり、第1回は調査面接について、第2回は少年事件を研究テーマ、第3回は家事事件を研究テーマとする予定である。具体的な研究テーマ、カリキュラム等は、決まり次第、速やかに通知したい。

6 家庭裁判所調査官専門研修（番号一）

家裁調査官の研修体系の見直しに伴い、平成30年度の実施を最後に終了した。

7 総括執行官研究会（番号一）

隔年での実施につき、平成31年度は実施しない。

8 新任執行官研修（番号22）

全体の日程を調整した結果、実施時期を6月から5月に変更した。

9 係長等（総務担当）研修（番号23）、係長等（人事担当）研修（番号24）及び係長等（会計担当）研修（番号25）

従前、係長等（総務担当）研修及び係長等（人事担当）研修を6月に実施していたところ、新任の係長が多く参加する状況にあることを踏まえ、高裁委嘱研修の新任係長研修の実施時期との間隔を考慮し、10月に実施することとした。

また、係長等（会計担当）研修については、従前10月に実施していたところ、11月に実施することとした。

10 研修事務担当者研修（番号26）

本研修で得た知見を当該年度の自府研修の企画・運営に実地に生かしてもらうため、実施時期を9月から6月に変更した。

【その他】

11 裁判事務支援システム（少年事件部分）導入研修（番号30）

裁判事務支援システム（少年事件部分）の導入展開（平成31年度実施予定）に先立ち、少年事件を取り扱う家庭裁判所の同システム導入事務担当者を対象として「裁判事務支援システム（少年事件部分）導入研修」を4回実施することとした。

12 採用試験事務担当者研究会（番号31）

採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、執務能力の向上を図ることを目的に、採用試験事務を担当する管理職員を対象に1日の日程で研修を実施する。

平成30年6月5日人事局主催で裁判所職員総合研修所において実施された「平成30年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補）試験官研究会」（以下「試験官研究会」という。）の実施結果を踏まえ、総合職試験（家裁調査官補）の受験者が減少する中、必要な人材を確実に採用する必要があることなどから、研修として位置付けた上で総研において実施するのが相当と考え、総研の中央研修として実施することとしたものである。

13 CA研修実務試験（番号32）

今年度、CA試験に関する事務の取扱要綱及び要領が発出されたことに伴い、研修の目的及び対象者の表現を改めた。ただし、研修内容についての変更は予定しておらず、前年度と同様の内容で実施することを予定している。

具体的には、前期研修においては、書記官の職務の概要及び重要性を認識させた上で、各分野での立会事務を中心とした知識の整理及び習得を、実務研修においては、これらの知識の定着、問題意識の醸成、後期研修への準備、意欲の向上等を、後期研修においては、前期研修及び実務研修の成果を踏まえた応用能力のかん養をそれぞれ図る内容で実施する予定である。

〈高裁委嘱研修〉

14 書記官プラッシャアップ研修（番号35）

中堅の書記官として必要な基本的資質、能力を磨き上げるとともに、研修員の資質・能力の自発的な伸長に繋げていく契機となるような工夫をしていきたい。

【研究】

15 家庭裁判所調査官実務研究（番号49）

平成31年度は、調査面接に関する研究など、家庭事件の調査実務能力の向上に寄与するテーマを新たに選定して、家庭裁判所調査官実務研究（指定研究）を実施する。研究企画官の指導の下、十分な成果を上げられるようにしたい。

16 家庭裁判所調査官関係機関特別研究（番号50）

「家事及び少年関係機関についての研究」、「心身の鑑別についての研究」及び「更生保護についての研究」を実施し、調査実務能力の向上に寄与させるため、関係機関における業務の実際に関する研究を行わせる。

なお、「心身の鑑別についての研究」及び「更生保護についての研究」については、研究結果報告書を現場に還元しているが、「家事及び少年関係機関についての研究」については、研究結果報告書の照会に応じており、照会対象となる研究結果報告書一覧を作成する。照会の際は、所定の依頼書をJ・NET端末を利用した電子メールで、総研企画研修第二課（企画調査係）に送信していただきたい。

【養成】

裁判所書記官養成課程及び家庭裁判所調査官養成課程の合同実施科目について、グループ別総合演習をはじめとして、これまでの実施結果を検討して、更に充実したカリキュラムとなるようにしていきたい。

また、障害者、高齢者等の社会的配慮を要する者への対応については、引き続き、より充実した研修となるよう工夫していきたい。

17 裁判所書記官養成課程（番号60、61）

書記官を取り巻く環境の変化に伴い、これまでにも書記官事務の整理の視点を取り入れた各演習科目の新設、裁判員裁判の定着を踏まえた刑事演習科目の新設、家事事件に関するカリキュラムの充実化

等を図ってきており、任官後の書記官事務の姿を見据えて、必要なカリキュラムの見直しのほか、演習や講義の実施面においても、討議や発表の機会を増やすなどして、考える力や発信する力等を伸ばす工夫を引き続き行なっていきたい。